

處、太田攝津守資次進み出て被申候は、末座殊に弱輩者の異見如何に候得共、此度歴々穿鑿の上しれ不申事は、今更申も愚に候。御穿鑿も今日を限りとの事承て、寸志不申は非本意候。一家不殘打寄て是式の儀、尋届さるも殘念に候。少々存付たる儀申べしやと有之時、正則中座し、左様に被仰開候こそ難有候。思召承り度と候時、資次被申候は、此度御吟味の度毎に家老安藤甚五左衛門、各御聞被成候通り、伊勢守儀亂心仕り自殺無疑候。日頃氣せばくつまりたる生質は、御存じの通りにて御座候。愛女におくられて以來、旁取みだされて如此と察し候とて、毎度及落涙候。何れもそれに感動催され候。某格別に存ずるは、家老の身として主人を亂心に申なし、愛女に死別故か様に自害いたされたりと、勢州の胸中も存候といはぬ計の仕形。是一つ。私愛を以て御奉公にかへさせ、亂心なるべしと相極る。是二つ。たとひ自殺にもせよ、亂心にもせよ、近習の輩を吟味仕度よしを願ひ、水火の攻をも希ひ可申儀に候處、左はなくして一門とは乍申、他家他人を集て座中にて亡主を非道に落し付くるの咎、亂心にても穩便にこそあるべきを、申發しての落涙は

如何。此落涙第一の曲者と見て候。是を以て先づ家老を御吟味あれかしと被申ける。正則尤成御心付にて候。いで其穿鑿は我に任せ給へ、吟味の申付様ありとて、彼甚五左衛門が日頃心安き傍輩誰々ぞと問るゝに、小姓松永喜内と申もの、別懇他に異なりと申に付、則喜内を召籠種々に責問けれ共、一圓不存よしを申時に、彼が母を召捕、面前にして引張り拷問して、其子に白狀せよとせむるを見て、皆々しらぬと申けり。此時正則家來黒田理左衛門と云者を以て、彼安藤にいはせけるは、小姓喜内へ狀一通遣すべし。文言には、主人伊勢守殿を害したる事顯れたる故、是非に不及白狀申たりとの狀を、甚五左衛門に書せらる。甚五左衛門、存掛も無之儀也、努々穢れたる覺なし難調と云。理左衛門申は、誠に曇なくば猶以て書たるこそ能けれ、只姑くの事也。彼小姓喜内を問落すべき爲迄なり。少しも穢れたまはずば、好の如く書出されよ。當分吟味の内ぞかし。若否と申さるゝならば却て疑ひも出て、拷木懸よとの美濃守殿の不知なりと云かけられて、好のごとく書したゝめたり。其狀を以て喜内に見せられる。披見して、口惜の事よ、

骨は碎る共洩し申間敷と、一度契約せし詞を守り、今迄は争ひ申所、斷金の契りも空しく、此上はつゝむに不及、甚五左衛門と某と致密通、其趣あらはれ、主人存られたる故、歸府も近く成てはいかゞと、甚五左衛門に頼れ某害し申候と白狀申ければ、其白狀を以て甚五左衛門を責ければ、終に罪に伏しぬ。正則の別業にして右兩人は火罪に申付、其親類迄も罪せられ候内、甚五左衛門が實父は則正則家中にて、改田圖書とて高祿の者、其子改田伊右衛門は物頭役申付置れし。此父子も切腹被申付候。伊勢守忠能の一子權左正休に、家督無相違被仰付候。後に稻葉石見守と稱し、延寶二年御小姓組番頭と成しより、同五年御書院番頭、又御側衆に移り、天和二年若年寄と段々立身、一萬石を領しける。三年八月廿八日於殿中、堀田筑前守正俊を刺殺し、終に家斷絶しぬ。

一、武田信勝傳

武田信勝小字竹王。父勝頼。母織田氏。初勝頼父信玄、滅信州諏訪頼茂。聞其女有容色。納之生勝頼。已長信玄爲勝頼。議婚於織田信長。信長養其妹子爲己女。嫁之勝頼。寔濃州

苗木勘太郎之女也。勝頼娶之生信勝。其後信玄嫡子義信先卒。次子某目盲不可爲嗣。而勝頼以母寵。爲信玄所愛。欲立爲後。惡其爲諏訪氏之出不果。及信勝生。遂以信勝爲嗣。傳以先世所藏寶刀二口。行本本力使勝頼奉之以令群下。信勝七歲。信玄薨。遺命以勝頼攝軍國事。以及信勝十六歲時爲期。信勝幼見穎異。有乃祖風。其十一歲時。使近臣二人以扇相格。以爲勝負之戲。其一人遽拔腰中扇在手。其一人反以所持扇揮帶。而徒手敵之。信勝稱其徒手者曰壯哉。不待其相鬪。而氣已勝矣。高阪昌信在傍。觀而嘆曰。眞誠英主之資也。自信玄薨。武田氏兵勢日衰。勝頼剛慢自用。出師數敗。天正十年。信勝年十六。甲州大亂。營新府於薙崎徒之。半成。敵國乘其不備來攻。勝頼與群臣議。欲還保故府。信勝諫曰。吾既以故府不可守就此。苟此不能守。雖復還故府何益。今乃狼狽而反。適足爲敵笑耳。當即焚棄重器以身從之。亦其所也。勝頼不聽。遂還故府。是時故府已壞。唯一條氏邸館在焉。勝頼入而居之。居無何。又議避敵山中。信勝又諫曰。國勢去矣。在今之計。當決死焉以明國君死社稷之儀。爲得。何以逃爲。勝頼不聽。率